

古殿町農山漁村再生可能エネルギー法 基 本 計 画

市町村名	古 殿 町
策定年月	令和 7 年 9 月

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、福島県南東部の山あい位置する典型的な中山間地である。町の中央を西から東に1級河川鮫川が流れ南北からその支流が注ぎ込んでおり、その河川沿いに住宅地や狭小な農地が点在している。町の面積の約8割を森林が占め、その約7割が人工林、特に杉が占めており、町の木となっている。町制施行以前より林業が盛んであり、近年では、東京オリンピック資材や、JR高輪ゲートウェイ駅舎材、さらには東京都港区と木材利用協定を結ぶなどブランド化を進めている。農業においては、地域振興の拠点ともいえる「道の駅ふるどの」の拡張計画を進めており、今後の農業経営改善の起爆剤となると期待している。

一方で、日本を取り巻く少子高齢化の波は、本町のような過疎中山間地域で特に顕著となっており、高齢化率は右肩上がりとなっている。担い手の不足により、条件不利地域においては、遊休農地が増え、林野においても経営放棄された森林が増加する傾向にある。町では、遊休農地対策や林業経営に対する支援を積極的に行っているが、近年その効果は減少傾向にある。

そのため、本町においては、遊休化した農地・林地に存する未活用資源を再生可能エネルギー資源と捉え、既存農林業との調和を図りつつ再生可能エネルギー活用を積極的に進めることにより農林業者のさらなる所得向上へ繋げ、持続可能な社会の実現を図っていく。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目 ※		面積 (m ²)	備考
		登記簿	現況		
a	古殿町大字論田字早稲田 " 字後川 地内	宅地 雑種地 公衆用 道路	宅地 雑種地 公衆用 道路	24,703.68m ²	バイオマス 発電設備の 整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	木質バイオマス発電	1,984 kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当事項なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質チップを長期的かつ安定的に購入することで、以下の取組を行う。 (1) 地域の林地残材等をチップ燃料として活用し、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。 (2) 地域のチップ加工等の発電に関する産業により、雇用の創生等、地域の活性化を図る。	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割以上とする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組を行うバイオマス発電施設を 1.984kW 導入し（設備整備計画の認定件数 1 件）、それにより総発電量 13,752,000kWh／年を目指すこととする。

また、地域の木質バイオマス活用により、林地残材の搬出促進を図り、農林業の健全な発展に寄与する。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目

標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

古殿町、再生可能エネルギー発電事業者、夢みなみ農業協同組合、ふくしま中央森林組合等の関係者は、古殿町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

